

宝塚市固定資産評価要領作成等支援業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和8年（2026年）4月

宝塚市

## 1 案件名称

宝塚市固定資産評価要領作成等支援業務

## 2 業務の目的

固定資産評価基準の令和9基準年度評価替えに伴い、国から示される新たな固定資産評価基準に基づく本市固定資産評価要領の作成事務の支援業務等を委託することで、公平で適正な固定資産評価・賦課による納税者の信頼性を確保するとともに、職員の固定資産評価に関する知識や技術の維持及び向上による業務の標準化、効率化を図ることを目的とします。

## 3 業務内容等

### (1) 業務内容

宝塚市固定資産評価要領作成等支援業務仕様書（別紙「仕様書」のとおり。）により、以下の業務を行う。

- ① 固定資産（土地）評価要領の作成支援
- ② 家屋評価計算の現状把握
- ③ 固定資産（家屋）評価要領の作成支援
- ④ 評価及び課税に係る相談支援（土地、家屋）

### (2) 委託期間

契約締結日から令和9年(2027年)3月31日まで

### (3) 提案限度額（契約上限額）

金6,959,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、見積価格が提案上限額を超過した場合は、無効とします。

### (4) 業務履行場所

兵庫県宝塚市東洋町 外 地内

### (5) 契約担当課

宝塚市役所 企画経営部 資産税課

## 4 選定方法

本契約の受託者は、公募型プロポーザル方式により選定します。

事前に、企画提案書等を提出のうえ、後日、企画提案内容に関するプレゼンテーションを実施し、最終的に契約締結候補事業者1者を選定します。

## 5 参加資格

本プロポーザルへ参加できる事業者（宝塚市入札参加資格者名簿に登録のある業者）は、次の条件を全て満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 令和5年4月1日から公募の日までの間に、本業務と同種の業務について実績を有するとともに、管理技術者として十分な技術力、経験、資格を有し、固定資産税業務に精通した実務経験豊かな者を選任できること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) プライバシーマーク、品質マネジメントシステム(ISO9001)及び情報セキュリティマネジメントシステム(JISQ27001)の適合性評価制度の認証を受けていること。
- (5) 現に宝塚市税及びその他の地方税、国税を滞納していない者であること。
- (6) 宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に該当しないこと。
- (8) 兵庫県内又は大阪府内に継続的な事業活動の実態を有する本店、支店又は営業所等の事業所を有していること。

## 6 スケジュール

- |                              |              |
|------------------------------|--------------|
| (1) 公募型プロポーザル手続き開始の公告        | 令和8年5月11日(月) |
| (2) 質疑受付期限                   | 令和8年5月14日(木) |
| (3) 質疑回答                     | 令和8年5月21日(木) |
| (4) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書類の提出期限 | 令和8年5月29日(金) |
| (5) 公募型プロポーザル参加資格決定通知        | 令和8年6月3日(水)  |
| (6) 企画提案書に対する質問書受付期限         | 令和8年6月11日(木) |
| (7) 質問書への回答期限                | 令和8年6月18日(木) |
| (8) 企画提案書の提出期限               | 令和8年6月23日(火) |
| (9) 審査会(プレゼンテーション)の開催(別途通知)  | 令和8年6月30日(火) |
| (同) 予備日                      | 令和8年7月1日(水)  |
| (10) 選定結果通知・公表               | 令和8年7月7日(火)  |

※実施要領、仕様書及び各種様式については、本市ホームページからダウンロードすること。

## 7 参加資格確認申請書類の提出

本業務に参加しようとするものは、次の申請書類を提出期限までに提出してください。

- (1) 提出期限等
  - ① 提出期限：令和8年5月29日(金)午後5時まで(必着)

- ② 提出方法：持参又は郵送による
- ※ 受付時間は、土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時（12時～12時45分を除く。）とします。
- ※ 郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

(2) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1） 1部
- ② 会社概要（様式2） 1部
- ③ 法人の履歴事項全部証明書 1部（原本）
- ④ 事業者の印鑑証明 1部（原本）
- ⑤ 宝塚市の納税証明書（未納の税額がないことの証明書） 1部（原本）
- ⑥ 5(4)を証する書類 1部（写し）
- ⑦ 業務実績調書（様式6）

※③～⑤については、令和8年4月1日以降に発行されたもの

(3) 提出先及び質疑照会先

〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

宝塚市 企画経営部 資産税課（担当者：深見、永井）

・電話 0797 (77) 2058、2059 ・FAX 0797 (71) 6188

・e-mail : m-takarazuka0008@city.takarazuka.lg.jp

(4) 質疑照会

- ① 照会期限：令和8年5月14日（木）午後5時まで
- ② 質疑方法：電子メールによる
- 電子メールのタイトルは次のとおりとすること。
- 「宝塚市固定資産評価要領作成支援等業務 参加申込質疑【事業者名】」
- ③ 回答方法：令和8年5月21日（木）午後6時頃までに随時、市のホームページに掲載するものとする。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限等

- ① 提出期限：令和8年6月23日（火）午後5時まで（必着）
- ② 提出方法：持参又は郵送による
- ※受付時間は、土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時（12時～12時45分を除く。）とします。
- ※郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

(2) 提出書類

- ① 企画提案書等提出書（様式3） 1部（代表者印必須）
  - ② 企画提案書 10部（1部は正本で代表者印必須。残り9部はコピー可）
  - ③ 見積書（様式5） 10部（1部は正本で代表者印必須。残り9部はコピー可）
- (3) 提出先及び質疑照会先  
「7の(3) 提出先及び質疑照会先」と同様
- (4) 質問照会
- ① 照会期限：募集開始から令和8年6月11日（木）午後5時まで
  - ② 質問方法：電子メールによる  
電子メールのタイトルは次のとおりとすること。  
「宝塚市固定資産評価要領作成支援等業務 企画提案質疑【事業者名】」
  - ③ 回答方法：令和8年6月18日（木）午後6時頃までに随時、市のホームページに掲載するものとする。
- (5) 提出書類の作成要領
- ① 企画提案書
    - ・企画提案書の様式は、A4サイズ（縦横問わず）の横書きとし、2穴とじフラットファイルに左綴してください。
    - ・別紙の審査基準表に記載する評価項目ごとに評価のポイントにそって提案内容を記載してください。記載がない場合は、当該項目は評価しません（0点とします。）
    - ・企画提案書の表紙として（様式4）をつけてください。
    - ・総ページ数は、（様式4）の表紙を除いて25ページまでとし、各ページにページ数を記載してください。  
※別紙「仕様書（案）」も参照して作成してください。
  - ② 見積書（様式任意）
    - ・本業務に係る委託経費の提案上限金額は、金6,959,000円（消費税及び地方消費税込み）です。なお、経費の総額（消費税及び地方消費税込み）が、提案上限額を超過した場合は、無効とします。
    - ・見積書の様式は任意としますが、業務の内容や各業務に伴う人件費等の内訳が把握できるようにしてください。

## 9 審査方法等

### (1) 評価方法

- ① 本市内部に設置する宝塚市固定資産評価要領作成支援等業務委託プロポーザル審査会において、提出された企画提案書等の書類及び企画提案についてのプレゼンテーションの内容を審査し、審査基準表（別紙）に基づいて採点します。
- ② 上記評価の結果、最高評価得点事業者を「契約締結候補事業者」、次点を「次点

事業者」とします。

- ③ 評価点が同点の場合は、評価項目 4 を除いた評価点が高い提案者を上位とします。なお、評価項目 4 を除いた評価点が同点の場合は、審査委員が協議のうえ決定します。
- ④ 評価項目 4 を除いた評価点が満点の 60%未満の場合には不採用とします。
- ⑤ 本プロポーザルに関して、提案事業者が 1 者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定いたします。

## (2) プレゼンテーション

- ① 開催予定：令和 8 年 6 月 30 日（火）（参加者多数の場合、翌 7 月 1 日も開催します。）
- ② 実施場所：宝塚市役所（4F 研修室：予定）
- ③ 実施要領
  - ア プレゼンテーションは、各事業者に、説明時間 30 分、質疑応答 15 分で企画提案書の内容を説明していただき、プロポーザル審査会による審査を行います。
  - イ プレゼンテーションの内容や配布する資料は、企画提案書の内容に準拠したものにしてください。
  - ウ プレゼンテーション当日に使用する資料は、各事業者で 10 部用意してください。
  - エ 必要な機材等についても、各事業者で準備してください。なお、スクリーンやプロジェクター、電源の貸し出しが必要な場合は事前に申し出てください。
  - オ 発表者は本業務に携わる担当者により行ってください。

## (3) 選定結果

選定結果は、令和 8 年 7 月 7 日（火）（予定）に、提案事業者各者に書面により通知します。

なお、審査経過に関する質問には、一切回答しません。

## 10 留意事項

- (1) 企画提案書作成、プレゼンテーション等に要する諸費用については、すべて提案事業者の負担とし、本市は負担しません。
- (2) 企画提案書提出後、必要に応じて追加資料の提出を求めたり、質問をする場合があります。
- (3) 企画提案書において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き、日本語及び日本国通貨に限るものとし、使用する通貨は「円」とします。
- (4) 企画提案は、1 者につき 1 件のみとします。
- (5) 提出期限後の企画提案書の再提出や変更は認めません。
- (6) 提出のあった企画提案書等、提出された書類は返還しないととも、プロポーザル

以外の用途には提出者に無断で使用しません。

#### 11 企画提案の無効に関する事項

次の事項のいずれかに該当する場合は、その者の企画提案を無効とします。

- (1) 所定の日時及び場所に、企画提案書を提出しなかった場合
- (2) 5の参加資格に該当していない、又はしなくなった場合
- (3) 企画提案に関して不正行為があった場合
- (4) 見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な記述の誤脱、又は認識しがたい見積、又は金額を訂正した見積をした場合
- (5) 見積額が本市の「提案上限金額」を超えていた場合
- (6) プレゼンテーション参加事業者が、プレゼンテーションに出席しなかった場合
- (7) その他本市が指示した事項に違反した場合

#### 12 機密の保持及び個人情報保護に関する事項

本業務の実施に当たり、知り得た秘密に関する事項及び納税者の個人情報に関する事項については、契約期間中のみならず、準備期間及び契約終了後においても第三者に漏らしてはならないものとします。

また、業務委託契約書の中で個人情報保護に関する事項等を規定し、これを遵守していただきます。

#### 13 受託後の業務委託仕様書の作成等

選定された「契約締結候補事業者」は、上記企画提案書に基づき、業務委託仕様書を作成します。この業務委託仕様書の提出期限は、結果通知から原則7日以内とします。その後、本市と協議の上、正式な業務委託仕様書を作成します。

#### 14 契約の締結

本市と「契約締結候補事業者」で、契約書、業務委託仕様書等の協議を実施し、協議成立後に委託契約を締結します。協議が不成立の場合は、「次点事業者」と同様に協議を行い、協議成立後に委託契約を締結します。